

計画を作成し、回収に努めている。企業の倒産、保証人の破産など回収不能と認められる場合は、償却の会計処理を行う。

(再発防止策)

新たな未収債権が発生しないよう、調査の徹底により申請企業の業況を把握し、返済が見込まない場合は貸与を不可とする。また、貸与後は、当該企業への訪問を定期的に実施し、直近の経営状況を確認するとともに、返済が厳しくなった場合は、個別に面談を行い、返済条件の見直し等により未収金の発生防止を図る。

※令和5年3月末現在 未収金残高
設備貸与事業 419,399,085円

【県が講じた措置】

適切な事務処理の実施及び再発防止を図るよう機構に対し指導した。

2 中小企業支援基盤整備事業費補助金について、同事業特別会計の正味財産増減計算書に計上された受取補助金額が実際に受領した額と相違していた。

2 (発生原因の検証結果)
平成25年度より、職員の下年度に係る賞与支給分を引当金として費用計上しており、当該補助金の人件費補助に該当する人員についても引当金を計上している。このため、年度中に実際に支払われた人件費(実際に補助金として受領した金額)と決算において引当金として費用計上する人件費に差が発生している。

その差額を受取補助金の計上額で調整したため、実際に受領した補助金額と相違が生じた。

(対応状況等)
令和4年度決算から実際に受領した補助金額を受取補助金額として計上する。

(再発防止策)

今後は実際に受領した補助金額と決算書の受取補助金額が同額であることを十分に確認し、適正に処理する。

【県が講じた措置】

適切な事務処理の実施及び再発防止を図るよう機構に対し指導した。

3 (発生原因の検証結果)

3 会計規程第16条に「財団が行う契約は、業務方法書で別に定める場合を除き、山梨県財務規則の例による。」と定められているが、消耗品等の購入に当たり、納品書のないもの及び検収が行われていないものがあつた。

消耗品等が納入された際は、山梨県財務規則の例により「納品書を徴収し検収すること」を徹底するよう、部長兼並びに各拠点長に指示を行った。

(再発防止策)

納品書の原本は請求書と一緒に総務課へ提出の上、写しを担当部署で保管することとし、複数名でのチェックを行うことで、手続き漏れの再発防止に努める。

の再発防止に努める。
【県が講じた措置】
適切な事務処理の実施及び再発防止を図るよう機構に対し指導した。

4 会計規程第16条に「財団が行う契約は、業務方法書で別に定める場合を除き、山梨県財務規則の例による。」と定められているが、1件あたり50万円以上の新聞広告掲載に係る随意契約において、請書が徴されていないかつた。

1件当たり50万円以上の契約を締結する際には、山梨県財務規則の例により「請書を徴収すること」を徹底するよう、部長兼並びに各拠点長に指示を行った。

(再発防止策)

請書の徴収が必要な際は、部長兼が徴収したことを確認して手続きを進めることとし、徴収漏れの再発防止に努める。

【県が講じた措置】

適切な事務処理の実施及び再発防止を図るよう機構に対し指導した。

5 管理運営業務仕様書第4の3に「指定管理者は、施設管理に伴う共通経費について入居団体と協議のうえ、別途協定を締結し、県に報告すること」と定められているが、当該協定書の締結及び報告がされていなかった。

施設管理に伴う共通経費については、入居団体と協議を行い、面積按分により請求を行っていた。

協定書の締結については、必要性を認識していなかった。

(対応状況等)

入居団体のすべてについて協定書を締結し、県への報告を完了した。

(再発防止策)

フェイスブック山梨管理運営業務の内容及び基準を十分に確認し、再発防止に努める。

【県が講じた措置】

適切な事務処理の実施及び再発防止を図るよう機構に対し指導した。

監査対象団体	公益財団法人 山梨県馬事振興センター
所管部(局)課	農政部 畜産課
監査実施日	令和4年12月1日
監査実施日	監査の結果
	団体が講じた措置等

(指導事項)	
会計処理規程第21条第1項に「金銭を収納したときは、日付銀行に預け入れ支出に充ててはならない。」と定められているが、収納した金銭の一部について、金融機関に預け入れずに小口払いに使用する手許現金と併せて管理のうえ、現金支払いに充てられていた。	(発生原因の検証結果) 休日等(銀行休業日)の施設利用による現金収納もあるうえに、経理事務を担当する職員が限られていることから、日付銀行に預け入れに行くことはできない状況があつた。
	(対応状況等) 現在、金銭を収納した際には、速やかに銀行

<p>監査対象団体 公益社団法人 やまなし観光推進機構</p> <p>所管部(局)課 観光文化部 観光振興課、観光資源課</p> <p>監査実施日 令和4年12月6日</p>	<p>への預け入れを行うこととし、預け入れが困難な場合には、会計責任者が保管し、手許現金とは明確に分けて管理して、取納した現金を支払いに充てることがないように対応している。</p> <p>会計処理規程に明記、銀行の営業日・営業時間内に日預け入れることが困難であるため、現実には沿うよう規定の一部改正に向け作業中である。</p> <p>(再発防止策) 次の理事会で、会計処理規程の一部改正を提案する予定である。</p> <p>なお、現金の取り扱いについては、現金出納簿において、利用料収入等の現金と手許現金を分けて管理し、現金の状況を確実に確認できるようにする。</p> <p>【県が講じた措置】 会計処理規程の「日預け入れ」の表記について、現実には沿うよう見直しを勧めた。また、現金の取り扱いについて、現金出納簿の補助科目に収入現金と手許現金を記載することで、明確に区分し管理するという方法を確立した。</p>
--	---

<p>監査対象団体 公益社団法人 やまなし観光推進機構</p> <p>所管部(局)課 観光文化部 観光振興課、観光資源課</p> <p>監査実施日 令和4年12月6日</p>	<p>1 (発生源の検証結果) 補助金の選付について、書面決裁は得ていないが、振替伝票の作成は不要と誤認していた。 (対応状況等) 振替伝票を作成した。 (再発防止策) 補助金選付に係る振替伝票の起票について、職員に周知徹底を図るとともに、複数での確認を徹底し、適切な事務処理に努める。 【県が講じた措置】 年度ごとに職員に対する注意喚起を行うよう機構に対し指示した。</p> <p>2 (発生源の検証結果) 確認不足により実績報告書に記載した実支出額の相違に気が付かなかった。 (対応状況等) 県に対し返金の手続きを行った。 (再発防止策) チェック表を用いるとともに、複数での確認を徹底し、適切な事務処理に努める。</p>
--	---

<p>3 やまなし観光推進機構事業費補助金のうち、信玄公生誕500年を活用したコロナ禍反転攻勢務客促進事業に係る実績報告書について、同補助金要綱に定められた提出期限を遅延して提出されていた。</p>	<p>【県が講じた措置】 年度ごとに職員に対する注意喚起を行うよう機構に対し指示した。また、過払い分について、速やかに県へ返金するよう指示した。</p> <p>3 (発生源の検証結果) 事業終了日に関する認識の誤りにより、実績報告書の提出が遅延した。 (対応状況等) 令和4年度からは、提出期限を遵守している。 (再発防止策) 実績報告書は余裕を持って提出するよう準備を進めるとともに、複数での確認を徹底し、適切な事務処理に努める。 【県が講じた措置】 年度ごとに職員に対する注意喚起を行うよう機構に対し指示した。</p>
---	---

<p>監査対象団体 一般社団法人 山梨県農業会議</p> <p>所管部(局)課 農政部 担い手・農地対策課</p> <p>監査実施日 令和4年10月28日</p>	<p>(発生源の検証結果) 研修資料に国が検討中のガイドライン通知の内容を盛り込むために研修直前まで印刷内容の調整を行ったり、新型コロナウイルス感染拡大防止への国及び県の協力要請によって研修の開催時期を急遽変更するなど事務処理に追われ、印刷伝票を作成のうえ2社以上の見積書添付が必要なことについて確認が疎かになった。 (対応状況等) 経理規程及び「経理規程の実施に関する必要事項」を再確認し、所定の事務処理を行っている。 (再発防止策) 事務処理の徹底を図るため、全職員に向けて経理規程及び「経理規程の実施に関する必要事項」を配付し内容を再確認するとともに、複数人によるチェック体制を構築した。 【県が講じた措置】 経理規程及び「経理規程の実施に関する必要事項」に基づいた適正な事務処理と再発防止に努めるよう指導した。</p>
--	---

<p>2 やまなし観光推進機構事業費補助金のうち、観光戦略推進費について、実績報告書に記載された対象経費の実支出額が相違しており、補助金が過大交付されていた。</p>	<p>2 (発生源の検証結果) 確認不足により実績報告書に記載した実支出額の相違に気が付かなかった。 (対応状況等) 県に対し返金の手続きを行った。 (再発防止策) チェック表を用いるとともに、複数での確認を徹底し、適切な事務処理に努める。</p>
---	--

監査対象団体	社会福祉法人 山梨ライオンハウス
所管部(局)課	福祉保健部 健康長寿推進課(公の施設管理)、障害福祉課(補助金)
監査実施日	令和4年11月24日
監査の結果	団体が講じた措置等

<p>(指導事項)</p> <p>1 指定管理業務に係る経費で購入したパソコンについて、基本協定書第17条第7項に「あらかじめ山梨県の承認を受けて、業務計画書に記載した管理業務に係る経費で備品を購入し、又は調達し、管理業務の用に供することができると旨が定められているが、山梨県の承認を受けていなかった。</p> <p>2 指定管理業務の実施に当たり付保しなればならない賠償責任保険について、基本協定書第18条第2項及び管理運営業務仕様書第5に、山梨県及び指定管理者が被保険者となることが定められているが、被保険者が指定管理者のみとなっていた。</p>	<p>1 (発生原因の検証結果)</p> <p>基本協定書の確認不足により固定資産の購入にあたって、山梨県の承認を受けなければならないことを認識していなかった。</p> <p>(対応状況等)</p> <p>固定資産となる備品を購入する際は、あらかじめ県の承認を受けてから購入することを関係部署で確認した。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>固定資産の購入が必要となった段階で県に事前相談することにより、県への承認手続きを徹底する。</p> <p>【県が講じた措置】</p> <p>固定資産の購入が必要となった段階で県に事前相談し、県の承認を得るよう指導した。</p> <p>2 (発生原因の検証結果)</p> <p>山梨県を被保険者としなければならぬという認識が不十分であった。</p> <p>(対応状況等)</p> <p>令和4年度の加入保険は、被保険者に山梨県を追加することができなかった為、令和5年度より加入する保険に基本協定書に基づいた条件で申し込みを行った。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>毎年度の賠償責任保険加入申し込みの際、山梨県も被保険者となるよう条件及び内容等漏れが無いよう、確認の徹底を行う。</p> <p>【県が講じた措置】</p> <p>毎年度の賠償責任保険加入申し込みの際、山梨県が被保険者となるよう条件及び内容等漏れが無いよう、確認の徹底を行うよう指導した。</p>
--	---

監査対象団体	社会福祉法人 山梨県障害者援護協会
所管部(局)課	福祉保健部 障害福祉課
監査実施日	令和4年11月18日
監査の結果	団体が講じた措置等
<p>(指導事項)</p> <p>1 契約書に次のとおり不備があった。</p> <p>①管理運営業務仕様書第13に暴力団排除措置について定められているが、契約解除のための暴力団排除条項が設けられていないものがあった。</p> <p>②契約締結日が記載されておらず、契約書の</p>	<p>1 (発生原因の検証結果)</p> <p>①請負業者が従前から使用している契約書の様式により契約を締結し、暴力団排除条項が設けられていないことに気付かなかった。</p> <p>②業務が煩雑な時期と重なって、起案終了後に確認せず保管してしまった。</p>

押印のないものがあった。

<p>2 指定管理業務に係る経費で購入したパソコンについて、基本協定書第17条第7項に「あらかじめ山梨県の承認を受けて、業務計画書に記載した管理業務に係る経費で備品を購入し、又は調達し、管理業務の用に供することができると旨が定められているが、山梨県の承認を受けていなかった。</p> <p>2 (発生原因の検証結果)</p> <p>施設利用者処遇を入力するパソコンが故障し、業務に支障を来すことから購入に急を要したこと、また、数年前に行った県との協議により、パソコンは指定管理者が購入するとの認識であったため、その都度の確認を怠り、県の承認手続きを勝手に購入してしまった。</p> <p>(対応状況等)</p> <p>今後購入する耐用年数1年以上5万円以上の備品については、その都度事前に県と協議し承認後に購入を行う。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>基本協定書に定める諸手続きについて、今後の事務処理にあたっては、必要とされる手続き等について遺漏がないように周知徹底を図った。</p> <p>また、管理業務に係る経費で備品を購入する場合は、発注や支払の事務を行う職員以外の複数人が、県の承認の要否等についてダブルチェックを行う体制を構築した。</p> <p>【県が講じた措置】</p> <p>固定資産の購入が必要となった段階で県に事前相談し、県の承認を得るよう指導した。</p>	<p>(対応状況等)</p> <p>①今後使用する請負契約書様式には暴力団排除条項が入っているか確認して契約を行う。</p> <p>②契約日を記載するとともに契約書に押印をした。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>①契約書に暴力団排除条項が設けられていることを起案時に確認できるよう、複数人によるダブルチェック体制を構築した。</p> <p>②起案の決裁日、処理日欄を活用して、複数人によるダブルチェック体制を構築した。</p> <p>【県が講じた措置】</p> <p>暴力団排除措置に関する出納局の通知等を送付し、再発防止に努めるよう指導した。</p>
--	--

監査対象団体	山梨県職業能力開発協会
所管部(局)課	産業労働部 産業人材育成課
監査実施日	令和4年11月22日
監査の結果	団体が講じた措置等
<p>(指導事項)</p> <p>山梨県立中小企業人材開発センター利用規程第19条第3項及び財務規程第15条第1項に、収入日計表を作成し、その日の収入取引を整理しなければならぬことが定められているが、日ごとの収入日計表として作成されてい</p>	<p>(発生原因の検証結果)</p> <p>平日の勤務体制は早番遅番制を採用しており、早番勤務者の終業時間に合わせて夕方収入日計表を作成していた。そのため、夕方以降の収入に関しては、翌日の収入日計表に合算して</p>

<p>ないものがあつた。</p>	<p>作成していた。また、金曜日の夜間、土曜日・日曜日の取入に関しては、その日のうちに決裁が受けられないことから、月曜日の夕方に合算して作成し、決裁を受けていた。</p> <p>(対応状況等) 平日は遅番勤務者がその日の収入日計表を終業時に作成し、翌日に決裁を受けるよう改めた。土曜日・日曜日は閉鎖時に勤務している職員が日ごとに収入日計表を作成し、月曜日に決裁を受けるように変更した。</p> <p>(再発防止策) 複数の職員で日ごとの現金収入額と日計表の金額が一致していることを確認することにより、再発防止に努める。</p> <p>【県が講じた措置】 職員の各規程に対する認識の徹底を図るとともに適正な事務の執行及び再発防止に努めるよう協会に対し指導した。</p>
------------------	---

監査対象団体 きらっとやまなし共同事業体	
所管部 (局) 課	教育庁 生涯学習課
監査実施日	令和4年11月16日
監査の結果	団体が講じた措置等
<p>(指導事項) 基本協定書第30条第2項に、指定管理者は自己の各年度の決算が確定した後、速やかに財務諸表又はこれに類するものを県教育委員会に提出しなければならないことが定められているが、提出されていなかった。</p>	<p>(発生の原因の検証結果) 基本協定書の確認不足により、提出が必要であることを認識していなかった。</p> <p>(対応状況等) 令和3年度分は監査後に提出した。</p> <p>(再発防止策) 複数人による確認体制を作り、提出漏れが無いように努める。</p> <p>【県が講じた措置】 令和3年度分については、監査終了後、提出させた。今後は決算が確定次第、すみやかに提出するよう指導した。</p>